

「集中講義期間」「実験実習実施特定期間」における授業実施の基本方針／授業実施注意

2020/07/08学長室会議で決定
2020/07/22学長室会議で一部修正

	①春期授業期間 (5/11~8/8)	②集中講義期間 (8/17~29)	③実験実習実施特定期間 (8/31~9/24)
基本方針	●オンライン授業期間とし、対面での授業は行なわない→学生の入構は原則禁止	オンライン授業期間における制限を解除し、学生の入構を可とする。但し、施設の利用等については、集中講義科目の受講者及び特別に許可された学生にのみ認める。(※)	オンライン授業期間における制限を解除し、学生の入構を可とする。但し、施設の利用等については、実験実習科目の受講者及び特別に許可された学生にのみ認める。(※)

	①春期授業期間 (5/11~8/8)	②集中講義期間 (8/17~29)	③実験実習実施特定期間 (8/31~9/24)
授業実施注意 (三密を避ける工夫)			
観点			
密集の回避	教室内の学生の配置については政府の「衛生管理マニュアル」レベル2・3地域の基準を満たすよう、密集を避けた配置を行なう。 実験実習室内で基準を満たすことができないときは1回の受講者数を減らす等の工夫を行なう	教室内の学生の配置については政府の「衛生管理マニュアル」レベル2・3地域の基準を満たすよう、密集を避けた配置を行なう。 ・講義・演習：受講者数に合わせて余裕のある教室を配置 ・実験・実習：密集を避けた席配置等を行なう。実験実習室内で基準を満たすことができないときは1回の受講者数を減らす等の工夫を行なう	教室内の学生の配置については政府の「衛生管理マニュアル」レベル2・3地域の基準を満たすよう、密集を避けた配置を行なう。 実験実習室内で基準を満たすことができないときは1回の受講者数を減らす等の工夫を行なう
密閉の回避	換気を徹底する。換気扇の動作はもちろん、20~30分に一度、窓を開けての一斉換気を併用すること。	換気を徹底する。換気扇の動作はもちろん、20~30分に一度、窓を開けての一斉換気を併用すること。	換気を徹底する。換気扇の動作はもちろん、20~30分に一度、窓を開けての一斉換気を併用すること。
密接への対応	学生・教職員ともマスクの着用を義務付ける。科目担当者は学生に対して着用の指示を与えること。	学生・教職員ともマスクの着用を義務付ける。科目担当者は学生に対して着用の指示を与えること。	学生・教職員ともマスクの着用を義務付ける。科目担当者は学生に対して着用の指示を与えること。
健康状態の把握	学生には「体調管理表」(検温、症状の有無のチェック)の記入を義務付けます。 科目担当者は、受講者名簿を用意し教室の前で学生に体調管理表の事項を記入させ、照合してください。 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は授業を受けさせないでください。 なお、科目担当者においても学生に対して同様、自身の体調管理に留意してください。	学生には「体調管理表」(検温、症状の有無のチェック)の記入を義務付けます。 科目担当者は、受講者名簿を用意し教室の前で学生に体調管理表の事項を記入させ、照合してください。 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は授業を受けさせないでください。 なお、科目担当者においても学生に対して同様、自身の体調管理に留意してください。	学生には「体調管理表」(検温、症状の有無のチェック)の記入を義務付けます。 科目担当者は、受講者名簿を用意し教室の前で学生に体調管理表の事項を記入させ、照合してください。 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は授業を受けさせないでください。 なお、科目担当者においても学生に対して同様、自身の体調管理に留意してください。
教室の衛生管理	教職員は教室に入る前に手洗い、消毒を行なってください。学生には手洗い、消毒をさせてください。	教職員は教室に入る前に手洗い、消毒を行なってください。学生には手洗い、消毒をさせてください。	教職員は教室に入る前に手洗い、消毒を行なってください。学生には手洗い、消毒をさせてください。
教室の衛生管理	授業の終わりには机椅子、什器、器具等を消毒液を使った消毒を行ってください。	実験・実習：授業の終わりには机椅子、什器、器具等を消毒液を使った消毒を行ってください。	実験・実習：授業の終わりには机椅子、什器、器具等を消毒液を使った消毒を行ってください。

	①春期授業期間 (5/11~8/8)	②集中講義期間 (8/17~29)	③実験実習実施特定期間 (8/31~9/24)
施設利用の制限について			
項目			
入構	○北門からの入構に限る ○入構の際は、守衛室前に設置した「受講者名簿」に各自チェックをする。	○北門からの入構に限る ○入構の際は、守衛室前に設置した「受講者名簿」に各自チェックをする。	○北門からの入構に限る ○入構の際は、守衛室前に設置した「受講者名簿」に各自チェックをする。
利用できる施設	○受講する科目の授業を実施する実験実習室 ○同日に開講する遠隔授業を受講するために指定された教室(※健康栄養学科はS605・S606) ○上記実験実習室等を設置する校舎内のトイレ ○保健室(体調不良の際は利用してください。但し、開室9:00~18:00) ○エレベーター(但し、密集を避ける使用ルールを定めますので従ってください。また、できるだけ階段を利用してください)	○受講する科目の授業を実施する教室 ○上記教室を設置する校舎内のトイレ ○保健室(体調不良の際は利用してください。但し、開室9:00~18:00) ○エレベーター(但し、密集を避ける使用ルールを定めますので従ってください。また、できるだけ階段を利用してください)	○受講する科目の授業を実施する教室 ○上記教室を設置する校舎内のトイレ ○保健室(体調不良の際は利用してください。但し、開室9:00~18:00) ○エレベーター(但し、密集を避ける使用ルールを定めますので従ってください。また、できるだけ階段を利用してください)
利用できない施設	○「利用できる施設」以外の全ての施設 ✖図書館 ✖食堂 ✖ラウンジ、カフェ ✖教室・実習室 ✖トイレ ✖サポートスクエア、学園事務局	✖食堂 ✖ラウンジ、カフェ ✖受講する授業の教室・実習室以外の教室・実習室	✖食堂 ✖ラウンジ、カフェ ✖受講する授業の実習室以外の教室・実習室
サポートスクエア等での各種サービス	✖証明書、学割の申込受付・発行は行ないません。 ✖「落とし物」の取り扱いはしません。(学科内で対応) ✖サポートスクエア・学園事務局各部局への相談・問合せでの訪問はできません。ホームページメールフォームでの問合せを利用してください。		

※備考：②③の期間において入構が認められる学生について

対 象	区 分	許可申請手続き・確認方法
該当の授業科目受講者	・集中講義科目の受講者(②) ・実験実習科目の受講者(③)	学生個別の申し出等は不要。受講者名簿により確認。
特別に許可された学生	・卒業論文にかかわる演習科目を受講する卒業年次生で担当教員の指導を受ける者 ・課外活動(クラブ活動、ボランティア活動等) ・部局で実施するセミナー・研修会等への参加 ・学科・部局で実施するその他の行事への参加	実施判断は担当副学長。 学生個別の申し出は不要。参加者名簿により確認。
	・図書館の利用 ・事務局・サポートスクエアのサービス利用	利用を希望する学生が個別にメールフォームにより申請。